

敷地内全面禁煙

実施施設を募集します！

岡山県は、健康増進法の趣旨に基づき、望まない受動喫煙*をなくす環境づくりとして、「敷地内全面禁煙実施施設」を認定しています。*受動喫煙とは、室内等で他人のたばこの煙を吸わされることです。



認定対象施設

保健・福祉・医療施設、官公庁施設、教育関係機関、文化・運動施設、公共交通機関、娯楽施設、飲食店、宿泊施設（客室等は対象外）、一般企業等の複数以上の者が利用する施設。

認定は敷地ごとに行いますが、集合施設等で独立した区分所有ごとに対応が異なる場合は、その施設の区分所有分を認定単位とします。

認定の要件

次の要件をすべて満たす必要があります。

※この制度における「喫煙」は、紙巻きたばこ、加熱式たばこ、電子たばこすべての喫煙が該当します。

- ① 敷地内（施設を含む）をすべて終日禁煙としていること。（ある期間のみ禁煙とする場合は認定対象としません。）
- ② 敷地内（施設を含む）がすべて禁煙であることを、施設の出入口等の見やすい箇所に表示していること。
- ③ 敷地内（施設を含む）に喫煙器具・設備（灰皿等）を置いていないこと。



岡山県マスコット
ももっち

認定制度ホームページは
こちらから！

認定までの流れ

① 敷地内全面禁煙の実施

「敷地内全面禁煙実施施設」認定要件をすべて満たす必要があります。

② 認定申込書の提出

認定申込書に必要事項を記入し、施設の写真（敷地内全面禁煙である旨の表示方法が確認できるもの）を添えて施設の所在地を所管する保健所・支所に提出していただきます。手続きは無料です。

③ 審査

保健所・支所の担当職員が、ご提出いただいた書類に基づき、取組状況を確認させていただきます。また、必要に応じて実地調査を行います。

④ 結果の通知（認定証（ステッカー）の交付）

認定されると、「敷地内全面禁煙施設」の認定証を交付します。認定を受けた後、施設の情報に変更があった場合等は、保健所・支所にご連絡ください。

認定証（ステッカー）



認定申込書提出先、お問い合わせ先

施設の所在地	提出先・お問い合わせ先の保健所・支所	
岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	備前保健所	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 TEL 086(272)3950 FAX086(271)0317
備前市、赤磐市、和気町	備前保健所 東備支所	〒709-0492 和気郡和気町和気487-2 TEL 0869(92)5179 FAX0869(92)0100
倉敷市、総社市、早島町	備中保健所	〒710-8530 倉敷市羽島1083 TEL 086(434)7025 FAX086(425)1941
笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	備中保健所 井笠支所	〒714-8502 笠岡市六番町2-5 TEL 0865(69)1673 FAX0865(63)5750
高梁市	備北保健所	〒716-8585 高梁市落合町近似286-1 TEL 0866(21)2835 FAX0866(22)8098
新見市	備北保健所 新見支所	〒718-8550 新見市高尾2400 TEL 0867(72)5691 FAX0867(72)8537
真庭市、新庄村	真庭保健所	〒717-8501 真庭市勝山591 TEL0867(44)2991 FAX0867(44)2917
津山市、鏡野町、久米南町、美咲町	美作保健所	〒708-0051 津山市椿高下114 TEL 0868(23)0148 FAX0868(23)6129
美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村	美作保健所 勝英支所	〒707-8585 美作市入田291-2 TEL 0868(73)4055 FAX0868(72)3731
岡山市	岡山市保健所	〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1 TEL 086(803)1263 FAX086(803)1758
倉敷市	倉敷市保健所	〒710-0834 倉敷市笹沖170 TEL 086(434)9868 FAX086(434)9805

*所在地が岡山市の場合は備前保健所・岡山市保健所のどちらでも、倉敷市の場合は備中保健所・倉敷市保健所のどちらでも提出可能です。

認定要件、申込書などは、岡山県健康推進課ホームページにも掲載しています。

岡山県健康推進課

検索

岡山県健康推進課 TEL 086(226)7328 FAX 086(225)7283